

ASEAN 進出企業調査業務委託仕様書

1 件名

ASEAN 進出企業調査業務委託

2 目的

都内中小企業の海外展開意欲は旺盛で、特にASEAN地域への販路開拓や生産拠点の設置等の海外進出も年々増加しており、また2015年にASEAN共同体が設立されることも契機として、公益財団法人東京都中小企業振興公社（以下「公社」という。）では、平成27年秋にタイ・バンコクにて現地事務所開設を予定している。

中小企業におけるASEAN地域における海外進出動向を把握することが重要で、かつ急務となっている。中小企業がASEAN地域のどの地域に進出しているか、また産業別や形態別、進出時期なども合わせて把握する必要がある。

3 契約期間

契約締結の日から平成28年3月31日まで

4 納入場所

公益財団法人東京都中小企業振興公社 国際化支援室

5 応募要件

委託業務を効果的かつ効率的に実施することができる者であり、委託事業を的確に遂行するに足る能力を有し、以下の要件を全て満たしていることとする。

- ① 東京都における平成27・28年度物品買入れ等競争入札参加有資格者で「営業種目 125・市場・補償鑑定関係調査業務」で登録があり「A」以上に格付けされているものであること。
- ② 会社更生法及び民事再生法等による手続きをしていないこと。
- ③ 政治団体、宗教団体又はそれに類する団体でないこと。
- ④ 東京都暴力団排除条例（平成23年3月18日東京都条例第54号）に定める暴力団関係者または東京都が東京と契約関係暴力団等対策措置要綱第5条第1項に基づき排除措置期間中の者として公表した者（ただし、排除措置期間中に限る）でないこと

6 委託内容

- ① ASEAN 各国に進出している日系企業の調査業務

ア 調査対象国

カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム 計9ヶ国

イ 調査対象企業

1都4県（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県）に本社を置く企業（大企業、中小企業、小規模事業者）で、上記の調査対象国に進出している企業

※海外進出の定義は、下記の3つの形態とする。

- 1) 現地法人（合資、独資）
- 2) 支店
- 3) 駐在員事務所

ウ 調査項目

<本社における企業情報>

- ・本社企業名
- ・本店所在地
- ・代表者名
- ・資本金
- ・従業員数
- ・年商
- ・海外拠点数
- ・海外進出先
- ・その他

<海外現地における企業情報>

- ・現地企業名
- ・設立年度
- ・設立形態
 - 1) 現地法人（合資、独資）
 - 2) 支店
 - 3) 現地駐在員事務所
- ・現地住所
- ・代表者名
- ・連絡先（電話番号、E-mail）
- ・日本人人数
- ・その他

エ 集計内容

- ・本社所在地別（都県、市区町村別）
- ・企業規模別（大企業、中小企業、小規模事業者）
 - ※上記の区分けは、中小企業支援法に基づく
- ・年商規模別
 - （1000 億円以上/100 億円以上 1000 億円未満/50 億円以上 100 億円未満/50 億円未満 10 億円以上/10 億円未満 5 億円以上/5 億円未満）
- ・業種別（日本標準産業分類を参考）

業種区分(大分類)	業種区分(中分類)	内容
農業	農業	耕種農業、畜産農業、農業サービス業、園芸サービス業
林業	林業	育林業、素材生産業、特用林産物製造業(きのこ類の栽培を除く)、林業サービス業、その他の林業
漁業	漁業	漁業、水産養殖業
鉱業	鉱業	金属鉱業、石炭・亜炭鉱業、原油・天然ガス鉱業、採石業・砂・砂利・玉石採取業、窯業原料用鉱物鉱業(耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る)、その他の鉱業
建設業	建設	総合工事業(一般土木建築工事業、土木工事業、舗装工事業、建築工事業、木造建築工事業、建築リフォーム工事業)、職別工事業(大工工事業、とび・土工・コンクリート工事業、鉄骨・鉄筋工事業、石工・れんが・タイル・ブロック工事業、左官工事業、板金・金物工事業、塗装工事業、床・内装工事業、その他の職別工事業)
	設備工事	電気工事業、電気通信・信号装置工事業、管工事業、機械器具設置工事業、その他の設備工事業
	設計・土木コンサルタント	建築設計業、測量業、その他の土木建築サービス業
製造業	食料品	畜産食料品製造業、水産食料品製造業、野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業、調味料製造業、糖類製造業、精穀・製粉業、パン・菓子製造業、動植物油脂製造業、その他の食料品製造業

飲料・たばこ・飼料	清涼飲料製造業、酒類製造業、茶・コーヒー製造業、製氷業、たばこ製造業、飼料・有機質肥料製造業
繊維工業	製糸業、紡績業、ねん糸製造業、織物業、ニット生地製造業、染色整理業、綱・綱製造業、レース・繊維雑品製造業、その他の繊維工業
衣服・その他の繊維製品	織物製(不織布製及びレース製を含む)外衣・シャツ製造業(和式を除く)、ニット製外衣・シャツ製造業、下着類製造業、和装製品・足袋製造業、その他の衣服・繊維製身の回り品製造業、その他の繊維製品製造業
木材・木製品	製材業・木製品製造業、造作材・合板・建築用組立材料製造業、木製容器製造業(竹、とうを含む)、その他の木製品製造業(竹、とうを含む)
家具・装備品	家具製造業、宗教用具製造業、建具製造業、その他の家具・装備品製造業
パルプ・紙・紙加工品	パルプ製造業、紙製造業、加工紙製造業、紙製品製造業、紙製容器製造業、その他のパルプ・紙・紙加工品製造業
印刷・同関連業	印刷業、製版業、製本業・印刷物加工業、印刷関連サービス業
化学	化学肥料製造業、無機化学工業製品製造業、有機化学工業製品製造業、化学繊維製造業、油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業、医薬品製造業、化粧品・歯磨・その他の化粧品用調整品製造業、その他の化学工業
石油製品・石炭製品	石油精製業、潤滑油・グリース製造業(石油精製業によらないもの)、コークス製造業、舗装材料製造業、その他の石油製品・石炭製品製造業
プラスチック製品	プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品製造業、プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革製造業、工業用プラスチック製品製造業、発泡・強化プラスチック製品製造業、プラスチック成形材料製造業(廃プラスチックを含む)、その他のプラスチック製品製造業
ゴム・皮革製品	タイヤ・チューブ製造業、ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業、ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業、その他のゴム製品製造業、なめし革製造業、工業用革製品製造業(手袋を除く)、革製履物用材料・同附属品製造業、革製履物製造業、革製手袋製造業、かばん製造業、袋物製造業、毛皮製造業、その他のなめし革製品製造業

窯業・土石製品	ガラス・同製品製造業、セメント・同製品製造業、建設用粘土製品製造業、陶磁器・同関連製品製造業、耐火物製造業、炭素・黒鉛製品製造業、研磨材・同製品製造業、骨材・石工品等製造業、その他の窯業・土石製品製造業
鉄鋼	製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、製鋼を行わない鋼材製造業、表面処理鋼材製造業、鉄素形材製造業、その他の鉄鋼業
非鉄金属	非鉄金属第1次製錬・精製業、非鉄金属第2次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む）、非鉄金属・同合金圧延業（抽伸、押出しを含む）、電線・ケーブル製造業、非鉄金属素形材製造業、その他の非鉄金属製造業
金属製品	ブリキ缶・その他のめっき板等製品製造業、洋食器・刃物・手道具・金物類製造業、暖房装置・配管工事用附属品製造業、建設用・建築用金属製品製造業（製缶板金業を含む）、金属素形材製品製造業、金属被覆・彫刻業・熱処理業（ほうろう鉄器を除く）、金属線製品製造業、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業、その他の金属製品製造業
一般機械器具	ボイラ・原動機製造業、農業用機械製造業（農業用器具を除く）、建設機械・鉱山機械製造業、金属加工機械製造業、繊維機械製造業、特殊産業用機械製造業、一般産業用機械・装置製造業、事務用・サービス用・民生用機械器具製造業、その他の機械・同部分品製造業
電気機械器具	発電用・送電用・配電用・産業用電気機械器具製造業、民生用電気機械器具製造業、電球・電気照明器具製造業、電子応用装置製造業、電気計測器製造業、その他の電気機械器具製造業
情報通信機械器具	通信機械器具・同関連機械器具製造業、電子計算機・同附属装置製造業
電子部品・デバイス	電子部品・デバイス製造業（電子管製造業、半導体素子製造業、集積回路製造業、抵抗器・コンデンサ・変成器・複合部品製造業、音響部品・磁気ヘッド・小形モータ製造業、コネクタ・スイッチ・リレー製造業、スイッチング電源・高周波組立部品・コントロールユニット製造業、プリント回路製造業、その他の電子部品製造業）
輸送用機械器具	自動車・同附属品製造業、鉄道車両・同部分品製造業、船舶製造・修理業・船用機関製造業、航空機・同附属品製造業、産業用運搬車両・同部分

		品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業
	精密機械器具	計量器・測定器・分析機器・試験機製造業、測量機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、理化学機械器具製造業、光学機械器具・レンズ製造業、眼鏡製造業(枠を含む)、時計・同部分品製造業
	その他の製造業	貴金属・宝石製品製造業、楽器製造業、がん具・運動用具製造業、ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品製造業、装身具・装飾品・ボタン・同関連品製造業(貴金属・宝石製を除く)、漆器製造業、畳・傘等生活雑貨製品製造業、武器製造業、他に分類されない製造業
電気・ガス・熱供給・水道業	電気・ガス・熱供給・水道業	電気業、ガス業、熱供給業、水道業(上水道業、工業用水道業、下水道業)
情報通信業	通信	信書送達業、固定電気通信業、移動電気通信業、電気通信に附帯するサービス業
	放送	公共放送業、民間放送業、有線放送業
	情報サービス	ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業
	インターネット付随サービス	
	映像・音声・文字情報制作	映像情報制作・配給業(映画・ビデオ制作業、テレビ番組制作業、映画・ビデオ・テレビ番組配給業)、音声情報制作業(レコード制作業、ラジオ番組制作業)、新聞業、出版業、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業(ニュース供給業、他)
運輸業	運輸業	鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、航空運輸業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業
卸売・小売業	商社	総合商社
	卸・小売	各種商品卸売業、繊維・衣服等卸売業、飲食料品卸売業、建築材料・鉱物・金属材料等卸売業、機械器具卸売業、その他の卸売業、各種商品小売業、織物・衣服・身の回り品小売業、飲食料品小売業、家具・じゅう器・機械器具小売業、その他の小売業
	百貨店・スーパー	百貨店・総合スーパー

	—	
	自動車販売	自動車卸売業、自動車小売業
金融・保険業	銀行	中央銀行、普通銀行、信託銀行、長期信用銀行、在日外国銀行
	信用金庫、信用組合その他の金融	協同組織金融業(信用金庫・同連合会、信用協同組合・同連合会、商工組合中央金庫、労働金庫・同連合会、農林中央金庫、信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会・信用水産加工業協同組合連合会、農業協同組合、漁業協同組合・水産加工業協同組合)、郵便貯金取扱機関(郵便貯金・為替・振替業務取扱機関、政府関係金融機関(海外投融資関係金融機関、開発関係金融機関、公営企業関係金融機関、中小企業関係金融機関、国民生活関係金融機関、農林水産関係金融機関、住宅関係金融機関、その他の政府関係金融機関)、貸金業・投資業等非預金信用機関(貸金業、質屋、クレジットカード業・割賦金融業、投資業、住宅専門金融業、証券金融業、他に分類されない貸金業・投資業等非預金信用機関)、補助的金融業・金融附帯業(短資業、手形交換所、両替業、信用保証機関、信用保証再保険機関、預・貯金等保険機関、証券取引所、商品取引所、その他の補助的金融業、金融附帯業)
	証券、商品取引	証券業、証券業類似業(抵当証券業、証券投資顧問業)、商品先物取引業・商品投資業
	保険	生命保険業、損害保険業、共済事業、保険媒介代理業、保険サービス業
不動産業	不動産業	不動産取引業、不動産賃貸業・管理業
飲食店、宿泊業	飲食店、宿泊業	一般飲食店、遊興飲食店、宿泊業
医療、福祉	医療、福祉	医療業(病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、療術業、医療に附帯するサービス業)、保健衛生(保健所、健康相談施設、検疫所、検査業、消毒業、他に分類されない保健衛生)、社会保険・社会福祉・介護事業(社会保険事業団体、福祉事務所、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業、その他の社会保険・社会福祉・介護事業)
教育、学習支援業	学校教育	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等教育機関(大学、短期大学、高等専門学校)、特殊教育諸学校(盲学校、ろう(聾)学校、養護学校)、幼稚園、専修学校、各種学校

	その他の教育、 学習支援	社会教育(公民館、図書館、博物館、美術館、動物園、植物園、水族館、青少年教育施設、社会通信教育、その他の社会教育)、職業・教育支援施設(職員教育施設・支援業、職業訓練施設、その他の職業・教育支援施設)、学習塾、教養・技能教授業(音楽教授業、書道教授業、生花・茶道教授業、そろばん教授業、外国語会話教授業、スポーツ・健康教授業、フィットネスクラブ、その他の教養・技能教授業)、他に分類されない教育・学習支援業
複合サービス事業	郵便局	郵便局、郵便局受託業(簡易郵便局、その他の郵便局受託業)
	協同組合	農林水産業協同組合(農業協同組合、漁業協同組合、水産加工業協同組合、森林組合)、事業協同組合
サービス業(他に分類されないもの)	専門サービス	法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、獣医業、デザイン業、機械設計業、著述・芸術家業、写真業、興信所、社会保険労務士事務所、経営コンサルタント業、翻訳業、通訳業、通訳案内業、広告制作業、不動産鑑定業、行政書士事務所、他に分類されない専門サービス業
	学術・開発研究機関	自然科学研究所(理学研究所、工学研究所、農学研究所、医学・薬学研究所)、人文・社会科学研究所
	生活関連サービス	洗濯業(普通洗濯業、洗濯物取次業、リネンサプライ業)、理容業、美容業、公衆浴場業、特殊浴場業、洗張・染物業、エステティック業、旅行業、家事サービス業、衣服裁縫修理業、物品預り業、墓地管理業、冠婚葬祭業、食品賃加工業、結婚相談業、結婚式場紹介業、写真現像・焼付業、他に分類されないその他の生活関連サービス業
	娯楽業	映画館、劇場、興行場、劇団、楽団、舞踊団、演芸・スポーツ等興行団、競輪場、競馬場、自動車・モータボートの競走場、競輪競技団、競馬競技団、自動車・モータボートの競技団、スポーツ施設提供業、体育館、ゴルフ場、ゴルフ練習場、ボウリング場、テニス場、バッティング・テニス練習場、公園、遊園地、テーマパーク、ビリヤード場、囲碁・将棋所、マージャンクラブ、パチンコホール、ゲームセンター、その他の遊戯場、ダンスホール、マリナー業、遊漁船業、芸ぎ業、カラオケボックス業、娯楽に附帯するサービス業、他に分類されない娯楽業
	広告業	広告代理業、屋外広告業、他に分類されない広告業

	その他のサービス業	廃棄物処理業、自動車整備業、修理業、物品賃貸業(リース・レンタル)、その他の事業サービス業(速記・ワープロ入力・複写業、商品検査業、計量証明業、建物サービス業、民営職業紹介業、警備業、ディスプレイ業、産業用設備洗浄業、非破壊検査業、看板書き業、労働者派遣業、他に分類されないその他の事業サービス業)、経済団体、労働団体、学術団体、文化団体、政治団体、他に分類されない非営利的団体、宗教、集会場、他に分類されないサービス業、外国公務(外国公館、その他の外国公務)
公務(他に分類されないもの)	国家公務員	立法機関、司法機関、行政機関
	地方公務員	都道府県機関、市町村機関
分類不能の産業	分類不能の産業	

オ 必達現地企業リスト数は2,000社とする。

注1) 必達現地企業リストは、「5 委託内容① ASEAN各国に進出している日系企業の調査業務ウ 調査項目」で示した調査項目をすべて満たしたものを1社とすること。

注2) 必達現地企業リスト数である2,000社のうち、タイ国の企業リストが1,000社以上あること。

注3) 注2)で示したタイ国での企業のリストのうち、70%以上は東京都に本店所在地がある企業であること。

注4) 調査した内容については、注1)で示した調査項目をすべて満たさないリストについてもすべて提出すること。なお、本契約とは別に追加で調査を行う場合、またはメンテナンス等については別途契約とする。

7 受託者選定方法 (プロポーザル方式業者選定)

上記調査項目に基づく9か国における企業調査の提案を合計2,000社以上の現地企業リストを完成するための調査方法等を提案すること。

- ①公募
- ②業者選定委員会実施
- ③指名業者への通知
- ④仕様説明会
- ⑤提案書提出

⑥審査会

⑦受託業者の決定

8 企画提案書提出について

① 企画提案書（評価項目）

ア 会社概要及び実績について

イ 調査方法について

ウ 調査体制について

エ 納品データのイメージ

オ 目標企業リスト数

カ 見積もりおよびその内訳

② 提出方法

ア 提出形態

書類として、郵送及び持込み等により期日までに必達

イ 提出部数

15部提出（正本1部、副本14部）

ウ 提出期限

平成27年5月20日（水）15：00まで（予定。正式な期限は指名通知に掲載。）

9 審査結果の通知

審査後速やかに審査結果を通知する。

10 選定された者の責務

ア 選定された者は、別途公社との間で委託契約を締結する。

イ 運営体制及び緊急時の連絡体制を整備すること。

ウ 受託者は、関係法令等を遵守し、準備作業、調査実施・運営管理に伴い生じる義務（安全確保義務を含む。）及び責任はすべて受託者の負担において措置すること。

エ 常に善良なる管理者の注意を持って業務を遂行し、業務の進捗状況について確認のうえ適宜報告すること。

オ 受託者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

カ 受託者は、個人情報について、別紙個人情報保護に関する特記事項を遵守しなければならないものとする。

1 1 応募に係る経費負担

応募者の負担とする。また、提出書類は返却しない。

1 2 スケジュール

契約締結日から10日以内を目処に、公社と業務内容についての協議を完了すること。中間報告を平成27年9月30日、最終報告書を平成28年3月31日までに提出すること。

1 3 成果品

ア 報告書5部（日本語・英語各）

イ 電子データ1式（日本語・英語各）をエクセルファイルでCD-ROMにて提出

ウ 提出期限：＜中間提出＞平成27年9月30日

＜最終報告提出＞平成28年3月31日

1 4 その他

- (1) 業務の実施に際し、業務日程及び業務内容については事前に公社と打ち合わせを行うこと。
- (2) 受託者は、本業務委託履行上得られたデータ及び情報等について、公社の許可無くして第三者に知らせてはならない。また、他の個人・団体等の資料を引用する場合、著作権者の承認などを得ること。
- (3) 本件委託業務のために、作成した報告書等の著作権、著作権は公社に帰属する。
- (4) 本仕様書に記載のない事項等で疑義が生じた場合は国際化支援室と協議し、これを定める。

1 5 実施部署

(公財)東京都中小企業振興公社

〒105-0022 港区海岸1-7-8

総合支援部 国際化支援室 担当：井元、桶口

TEL：03-3438-2026 FAX：03-3433-7164

MAIL：e-inomoto@tokyo-kosha.or.jp

a-okeguchi@tokyo-kosha.or.jp